

十四号)第十四条は、無条件免税の対象として「身体障害者用に特に製作された器具その他これに類する物品で政令で定めるもの」と定めている。これらの物品については、関税込率法施行令第十六条の二で、「肢体不自由者用の義肢及び人工代用筋、車椅子並びに装着式尿収器」、「盲人用の点字器、タイプライター、時計、はかり、温度計及び体温計」、「身体障害者用に特に製作された器具その他の物品で財務省令で定めるもの」と定められている。

これも、障害者用物品を業者が安価に購入できることで、障害者関係業者を保護しようとしているのか、購入する障害者の経済的負担を軽減しようとしているのかいろいろなのが考えられるが、その目的についての記述はない。

9. 交通関係

(1) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年五月十七日法律第六十八号)第一条は、「この法律は、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が増大していることにかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」としており、目的は、「公共の福祉の増進」であり、目標は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図る」ことである。また、その目的を実現するための方法は、「公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置」、「旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を

推進するための措置」「その他の措置」を講ずることである。

(2) 道路交通法

道路交通法(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)第一条(目的)では、「この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。」としている。

同法第八条(通行の禁止等)では、「歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。」とされているが、第二項で、「車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。」としており、道路交通法施行令(昭和三十五年十月十一日政令第二百七十号)第六条(通行を禁止されている道路における通行の許可)では、第二項で「身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき相当の事情がある」時には、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる」とされている。この場合、障害者の移動のためには、禁止事項を除外される。その目的については、明確な規定はない。

また、同法第十四条(目が見えない者、幼児、高齢者等の保護)では、「目が見えない者(目が見えない者に準ずる者を含む。)は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない。」また、同条第一項では、「目が見えない者以外の者(耳が聞こえない者及び政令で定める程度の身体の障害のある者を除く。)は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて道路を通行してはならない。」とある。道路交通法施行令第8条第4項では、「法第十四条第二項の政令で定める程度の身体の障害は、道路の通行に著しい支障がある程度の股体不自由、視

覚障害、聴覚障害及び平衡機能障害とする。」とされているが、具体的な障害程度については、示されていない。ここでは、視覚障害者等を区別して杖や盲導犬の携行を求めている。法の目的からすれば、安全の確保ということになるだろう。また、それ以外のものは、そのような杖や盲導犬の携行をしてはならないとしている。この目的は不明である。

法第七十一条（運転者の遵守事項）では、「車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。」として「二 身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。」とされている。この場合は、保護の目的があると考えられる。

法第七十一条の三（普通自動車等の運転者の遵守事項）では、「座席ベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため座席ベルトを装着することが療養上適当でない者が自動車を運転するとき、緊急自動車の運転者が当該緊急自動車を運転するとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。」とされており、道路交通法施行令第二十六条の三の二（座席ベルト及び幼児用補助装置に係る義務の免除）で、「一 負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより座席ベルトを装着することが療養上又は健康保持上適当でない者が自動車を運転するとき。」はそれが、免除される。ここでは、療養や健康保持が目標となっている。

また、法第八十八条（免許の欠格事由）では、「二 精神病患者、知的障害者、てんかん病者、

目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」、「三 前号に掲げる者のほか、政令で定める身体の障害のある者」、「四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」については、「第一種免許又は第二種免許を与えない」としている。ここで、「政令で定める身体の障害のある者」は、道路交通法施行令で、「一 両上肢をひじ関節以上で欠き、又は両上肢の用を全く廃したも（下肢のいずれかをリスフラン関節以上で欠き、又は下肢の三大関節のいずれかの用を廃した者に係るものに限る。）」、「二 下肢又は体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができないもの」、「三 前二号に掲げるもののほか、ハンドルその他の装置を随意に操作することができないもの」とされている。

第百三条（免許の取消し、停止等）では、第二項第一号で、「第八十八条第一項第三号に該当するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたとき。」は、「住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消さなければならない。」とされている。その内容について、道路交通法施行令第三十八条で、「その障害が法第九十一条の規定により、その者の身体の状態に応じた条件を新たに付し、又はその者の免許に付されている条件を変更しても、なお自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある場合に限る。」としている。

さらに、第百七条の五（自動車等の運転禁止等）では、「第八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者になつたとき、又は同項第三号に該当するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたとき」は、国際運転免許証等を所持していても、「住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。」とされている。

これらの規定は、欠格事由の規定であり、目的は、自動車を運転することにより社会的混乱を防

止しようとする社会防衛上の観点があると考えられる。

(3) 自動車損害賠償保障法

自動車損害賠償保障法（昭和三十年七月二十九日法律第九十七号）でも自動車事故による障害に対して保険金を支払う場合の障害の範囲を定めている。同法は、「自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。（第一条）」としている。

すなわち、目的は、「被害者の保護」と「自動車運送の健全な発達」であり、目標は、自動車事故による「損害賠償を保障する制度を確立すること」であり、方法は、賠償金の支給である。

(4) 身体障害者旅客運賃割引規則

身体障害者旅客運賃割引規則は、各旅客鉄道株式会社の内規ではあるが、かつて、日本国有鉄道であった時代からわが国の障害者運賃割引制度の雛型となっており、現在でも鉄道、バス、船舶等の各事業者が準拠している。ここでは、東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則を参考にする。

同規則第1条（適用範囲）で、「この規則は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下これらを「旅客鉄道会社」という）の経営する鉄道、航路及び自動車線（以下これらを「旅客鉄道会社線」という）並びに連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という）を乗車船する場合に適用する。」と書かれている。

また、第4条（割引乗車券類の種類）では、身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとしている。

①普通乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種身体

障害者が単独で乗車船する場合に発売する。

②定期乗車券 第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

③回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

④急行券（特別急行券を除く。） 第1種身体障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社の普通急行列車及び急行自動車（以下これらを「急行列車等」という）に乗車する場合に発売する。

また、第7条（割引率）では、「身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割（自動車線の定期乗車券については3割）とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。」としている。

この規則では、なぜ、運賃割引をするのかということについては、規定されていない。例えば、介護者が必要な場合に、2人乗車しても1人分の費用負担で済むことから、介護者の負担軽減とも考えられるし、障害故に余分にかかる費用を軽減しようとしているとも考えられる。また、障害者の社会参加をすすめるために運賃を軽減しているとも考えられるが、目的規定はない。

(5) 知的障害者旅客運賃割引規則

身体障害者旅客運賃割引規則と同様に、各旅客鉄道株式会社の内規ではあるが、かつて、日本国有鉄道であった時代からわが国の障害者運賃割引制度の雛型となっており、現在でも鉄道、バス、船舶等の各事業者が準拠している。ここでは、東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則を参考にする。

同規則第1条（適用範囲）で、「この規則は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下これらを「旅客鉄道会社」という）の経営する鉄道、航路及び自動車線（以下これらを「旅客鉄道会社線」という）並びに連絡運輸の取扱い

をする会社線（以下「連絡会社線」という）を乗車船する場合に適用する。」と書かれている。

また、第4条（割引乗車券類の種類）では、知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとしている。

①普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車船する場合に発売する。

②定期乗車券 第1種身体障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

③回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

④急行券（特別急行券を除く。） 第1種知的障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社の普通急行列車及び急行自動車（以下これらを「急行列車等」という）に乗車する場合に発売する。

また、第6条（割引率）では、「知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割（自動車線の定期乗車券については3割）とします。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしません。」としている。

この規則でも、なぜ、運賃割引をするのかということについては、規定されていない。

10. 建築関係

（1）高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年六月二十九日法律第四十四号）第一条では、「この法律は、高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」としており、目的は、「公共の福祉の増進」であり、目標は「建築物の質の向上」であり、方法は、「高齢者で日常生活又は社会生活

に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずること」である。

（2）都市基盤整備公団法

都市基盤整備公団法（平成十一年六月十六日法律第七十六号）第三十三条第4項で、公団は、「居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免することができる。」と身体障害者に対する特別な配慮を定めている。

同法第一条は、「都市基盤整備公団は、地方公共団体、民間事業者等との協力及び役割分担の下に、人口及び経済、文化等に関する機能の集中に対応した秩序ある整備が十分に行われていない大都市地域その他の都市地域における健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の基盤整備として居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理に関する業務を行い、並びに都市環境の改善の効果の大きい根幹的な都市公園の整備を行うこと等により、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」としており、目的は、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」である。目標は、「居住環境の向上及び都市機能の増進を図る」「都市環境の改善」であり、その目的を達成するための方法として「市街地の整備改善」、「賃貸住宅の供給・管理」、「根幹的な都市公園の整備」等を行うこととしている。

これらから判断すれば、家賃を減免することで、より質の高い住宅に居住することで居住環境の向上を目標とするということになるのだろう。

（3）公営住宅法

公営住宅法（昭和二十六年六月四日法律第九

十三号)では、第一条(この法律の目的)で、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」としている。

そして、同法第二十三条(入居者資格)として「公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者にあつては、第二号及び第三号)の条件を具備する者でなければならない。」としており、身体障害者を規定している。この場合、障害者を規定している目的は、「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」であり、その目的を達成する方法としては、「低廉な家賃で賃貸又は転貸する」ことである。

本法は、「国民生活の安定と社会福祉の増進」が目的であり、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備」し、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し又は転貸する」ことが目的達成の方法である。しかし、低所得者かつ身体障害者である場合に入居資格が与えられるのは、なぜかについては、例えば、住宅改造の行われている住宅に居住できるようにしようとするのか、身体障害者に優先的に入居させようとしているのか、等いろいろ考えられるが、その目的についての規定はない。

1 1. 通信関係

(1) 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年五月二十六日法律第五十四号)第一条(目的)では、「この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を

推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。」としている。身体障害者利用円滑化事業の具体的な中身については、規定はないが、第二条(定義)第二項において、「この法律において「解説番組」とは、テレビジョン放送(放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)において送られる静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組をいう。」、同第三項において、「この法律において「字幕番組」とは、テレビジョン放送において送られる音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をいう。」と規定されていることからこのようなものを意味していると考えられる。

このことから、本法の目的は、「社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保すること」であり、目標は、「通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資すること」であり、その方法は、解説放送や字幕放送等の「通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずること」であると考えられる。

(2) 放送法

放送法(昭和二十五年五月二日法律第一百三十二号)第三条の二(国内放送の放送番組の編集等)第4項では、「放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。」として視覚障害者に対する解説放送と、聴覚障害者

に対する字幕放送について規定している。

その目的は、明確ではないが、同法第一条（目的）で「この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。」としており、この原則として、

一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

としていることから、障害者を規定している目的は、放送の「健全な発達を図る」ことであり、目標は、障害者の情報保障であると考えられる。また、方法は、解説放送と、字幕放送の普及である。

1 2. 児童・教育関係

(1) 児童福祉法

児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)においても障害児についての規定があるのでその目的と方法についてみる。児童福祉法には、その目的は示されていないが、「第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」「第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」「第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。」とあることから児童福祉の保障が目的であると考えられる。

障害児に対する施策の目的についての規定もないが、第8条⑦には、「社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等

を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる」という規定があり、知的障害者の福祉も目的としていることがわかる。また、「第四十二条 知的障害児施設は、知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。」「第四十三条 知的障害児通園施設は、知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。」「第四十三条の二 盲ろうあ児施設は、盲児(強度の弱視児を含む。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。)を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設とする。」「第四十三条の三 肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。」「第四十三条の四 重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。」「第四十三条の五 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設とする。」とあるように「保護」「独立自活に必要な知識技能を与える」「独立自活に必要な指導又は援助」「治療」「日常生活の指導」も目的としていることがあかる。

(2) 学校教育法

学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)第一条は、「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」と規定しているだけで特に目的は定めていない。

しかし、それぞれの学校ごとにその目的が示されている。障害者関係では、第七十一条で、「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）、聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。」としている。対象となる「盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者」の「心身の故障の程度」は、学校教育法施行令（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）で定められている。

第七十四条では、「都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のもを就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない。」としている。

また、第七十五条第一項では、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。」としている。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの

第二項では、これらの学校に、疾病により療養中の児童及び生徒に対する、特殊学級を設けたり、教員を派遣して教育を行うことができる。としている。

第百二条の二では、「養護学校における就学義務に関する部分の規定が施行されるまでの間は、これらの規定により知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二

の政令で定める程度の子女を小学校又は中学校に就学させる義務を負う保護者がその子女を養護学校の小学部又は中学部に就学させているときは、その保護者は、これらの規定による義務を履行しているものとみなす。」とされており、つまり、「その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度の子女」の保護者の就学させる義務を免除している。

1.2. 国家賠償関係

(1) 予防接種法

予防接種法（昭和二十三年六月三十日法律第六十八号）においても、予防接種の結果、障害の状態になった場合に、障害児養育年金や障害年金障害を給付するために障害を定めている。本法の目的は、「第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。」とされており、大きな目的は、「公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」と「健康被害の救済」におかれている。

ここで「健康被害」とは、予防接種により「疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合（第十一条）」であり、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に対して「医療費及び医療手当」、予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者には、「障害児養育年金」、予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者には、「障害年金」、予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族に対しては「死亡一時金」、予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に「葬祭料」が給付される。

(2) 公害健康被害の補償等に関する法律

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）でも、一定の障害が残った場合に障害補償費を支給している。この

法の目的は、「第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の影響による健康被害に係る損害を填（てん）補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とする。」とされているように「健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保」が目的であり、目標は、「健康被害に係る損害を補填するための補償」と「被害者の福祉に必要な事業」と「大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業」を行うことである。

健康被害に対する補償のため支給される給付（補償給付）は、「療養の給付及び療養費」、「障害補償費」、「遺族補償費」、「遺族補償一時金」「児童補償手当」、「療養手当」、「葬祭料」がある。このうち、障害者にかかわるものは、「障害補償費」で、障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するときに月ごとに金銭が支払われる（第二十五条）。

また、公害保健福祉事業として「被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進し、並びに第一種地域又は第二種地域における当該地域に係る指定疾病による被害を予防するために必要なリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の政令で定める公害保健福祉事業」を実施するとしている（第四十六条）。政令で定められたものを含めると、「リハビリテーションに関する事業」、「転地療養に関する事業」、「在宅療養に必要な用具の支給に関する事業」等が含まれる。

この中で、障害者にかかわるものは、また、健康被害予防の事業は、公害健康被害補償予防協会により実施され、「大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知識の普及及び研

修」、「大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練若しくは施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。）又は環境業団に対する助成金の交付」等が実施されている。

（3）独立行政法人医薬品医療機器総合機構法

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年十二月二十日法律第百九十二号）は、「第三条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。」としており、障害に関する目的は「医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を図ること」である。

第十五条では、この目的を達成するため、「医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付を行う」としている。

（4）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年十二月十六日法律第百十七号）では、その前文で、「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。」としている。目的は、「国の責任」を果たすことである。

また、目標は、「第六条 国は、被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施するも

のとする。」とあるように、「被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図る」ことである。

方法としての障害関係施策としては、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対する「原子爆弾小頭症手当の支給（第二十六条）」、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生労働省令で定める障害を伴う疾病にかかっているものに対する「健康管理手当」の支給（第二十七条）、爆心地から二キロメートルの区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者に対する「保健手当」の支給（第二十八条）、厚生労働省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対する「介護手当」の支給（第三十一条）がある。また、第三十八条には、居宅生活支援事業が定められており、いわゆるホームヘルパー、デイサービス、ショートステイの提供を行っている。

1.3. 権利関係

(1) 著作権法

著作権法（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）では、「第一条（目的）この法律は、著作物並びに 実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」としており、大きな目的は、「文化の発展に寄与すること」であり、直接の目的は、「著作者等の権利の保護」である。

本法「第三十七条（点字による複製等）」では、「公表された著作物は、点字により複製することができる。」「公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。」「点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表

された著作物を録音することができる。」としている。

また、「第三十七条の二（聴覚障害者のための自動公衆送信）」では、「聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。」としており、法の目的であった著作者等の権利を一部制限する規定となっている。

本法では、視覚障害者および聴覚障害者の定義はなされていない。

(2) 公職選挙法

公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第九十号）では、第一条（この法律の目的）で、「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」とあり、目的は、「民主政治の健全な発達を期すること」であり、目標は、「公選が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保すること」であり、その方法は、「公選する選挙制度を確立」とである。

第四十七条（点字投票）では、「投票に関する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。」とされている。

第四十八条（代理投票）では、「身体の故障又は文盲」により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名を記載することができない選挙人は、「代理投票をさせることができる。」とされている。この場合、投票管理者は、「投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をそ

の承諾を得て定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせなければならない。」とされている。本法では、「身体の故障」の定義は、なされていない。

第四十九条（不在者投票）第一項では、「選挙人で選挙の当日次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれるものの投票については、」「不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。」としており、さらに第二項では、「選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者又は戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、」政令で定めるところにより、「その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。」とされている。

第一項については、公職選挙法施行令第五十条（投票用紙及び投票用封筒の請求）で、身体障害者更生援護施設や防災リハビリテーション作業所等での不在者投票が可能であるとしている。

第二項については、公職選挙法施行令（昭和二十五年四月二十日政令第八十九号）第五十九条の二では、身体障害者の場合は「両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害若しくは移動機能の障害の程度が、「両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては一級若しくは二級」、「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては一級若しくは三級」である者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することについて都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明した者が対象とされている。また、戦傷病者特の場合は、戦傷病者手帳の、「両下肢若しくは

体幹の障害にあつては恩給法の特別項症から第二項症まで」、「内臓機能の障害にあつては同表の特別項症から第三項症まで」および、「両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき都道府県知事が書面により証明した者が対象となっている。

なぜ、このような配慮がされているのかは記述されていないが、移動障害について着目していることから、移動困難な場合についての配慮であると考えられる。

14. 災害関係

（1）災害対策基本法

災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）は、「第一条（目的）この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。」法律である。目的は、「社会の秩序の維持と公共の福祉の確保」であり、目標は、「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護」である。

同法第八条第2項第十四で、「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。」内容として、「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項」を定めている。すなわち、障害者は、特に保護されるべきものと考えられている。また、同法には、障害者の定義はない。

（2）災害弔慰金の支給等に関する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年九月十八日法律第八十二号）では、「第一条（趣

旨) この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものとする。」としているが、特に目的は示されていない。

災害障害見舞金の支給については、第八条に規定されており、「市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。」「災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。」とされている。

15. 資格関係

(1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年十二月二十日法律第二百十七号)第二条では、「免許は、学校教育法第五十六条の規定により大学に入学することができる者で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。」と定められており、高校卒業程度の資格がないと受験できないが、第十八条の二では、「文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者(以下「視覚障害者」という。)にあつては、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、学校教育法第四十七条の規

定により高等学校に入学することができる者であつて、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、あん摩マツサージ指圧師については三年以上、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師については五年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得したものは、試験を受けることができる。」としており、視覚障害者の場合、中学卒業程度の資格でも受験できるように要件を緩和している。

また、法第三条には、「次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことがある。」として

一 精神病患者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者

二 伝染性の疾病にかかっている者

三 第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

四 素行が著しく不良である者

とされている。

法第十二条の三にも「都道府県知事は、前条第一項に規定する者の行う医業類似行為が衛生上特に害があると認めるとき、又はその者が次の各号の一に掲げる者に該当するときは、期間を定めてその業務を停止し、又はその業務の全部若しくは一部を禁止することができる。」とし、同じ者を規定している。

また、法第十九条では、「当分の間、文部科学大臣又は厚生労働大臣は、あん摩マツサージ指圧師の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合、あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マツサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての第二条第一項の認定又は

その生徒の定員の増加についての同条第三項の承認をしないことができる。」として視覚障害者の職業を保護する規定をもっている。

さらに、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年三月二十九日厚生省令第十九号）には、第十条（点字による試験）で、「目が見えない者の試験は、点字によることができる」としている。このように受験における特別な配慮を認めているが、なぜ、そうするのかは、規定はない。

（2）鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年四月四日法律第三十二号）第一条では、「本法ハ鳥獣保護事業ヲ実施シ及狩猟ヲ適正化スルコトニ依リ鳥獣ノ保護蕃殖、有害鳥獣ノ駆除及危険ノ予防ヲ図リ以テ生活環境ノ改善及農林水産業ノ振興ニ資スルコトヲ目的トス」としている。

第六条に「左ニ掲グル者ハ狩猟免許ヲ受クルコトヲ得ズ

- 一 二十歳ニ滿タザル者
- 二 精神病者、知的障害者又ハ癲癇病者
- 三 麻薬、大麻、阿片又ハ覚醒剤ノ中毒者

と定められている。

これは、欠格条項である。

（3）放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）は、第一条（目的）で、「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。」としている。つまり、本法律は、目的は、「公共の安全を確保」であり、目標は、「放射線障害を防止」である。

同法第五条（欠格条項）では、「次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項、第四条第一項又は前条第一項の許可を与えない。」として、「四 重度知的障害者又は精神病者」を定めており、放射性同位元素又は放射線発生装置を使用したり、放射性同位元素を業として販売・賃貸・廃棄することはできないこととしている。ここでは、これらの障害者の定義はない。

また、第三十一条（取扱いの制限）では、「何人も、十八歳未満の者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者をいう。）に放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いをさせてはならない。」「2 何人も、前項に掲げる者に放射線発生装置を使用させてはならない。」と同様の欠格条項を定めている。

本法では、公共の安全のために一部の障害者を除外している。ことになる。

15. 刑法関係

（1）刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）

刑法は、法の目的は定められていない。障害者に関しては、第二百七条（遺棄）で、「老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の懲役に処する。」、第二百十八条（保護責任者遺棄等）「老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、三月以上五年以下の懲役に処する。」、第二百十九条（遺棄等致死傷）「前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」という規定がある。これらは、障害者は保護の対象であり、それを実現するための方法として、より重い刑に処することを規定しているといえる。

（2）酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年六月一日法律第百三十三号）は、「第一条（目的）この法律は、酒に酔っている者（アルコールの影響により正常な行為ができないおそれのある状態にある者をいう。以下「酩酊者」という。）の行為を規制し、又は救護を要する酩酊者を保護する等の措置を講ずることによつて、過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。」ものである。同法には、「第七条（通報）警察官は、第三条第一項又は警察官職務執行法第三条第一項の規定により酩酊者を保護した場合において、当該酩酊者がアルコールの慢性中毒者（精神障害者を除く。）又はその疑のある者であると認めるときは、すみやかに、もよりの保健所長に通報しなければならない。」とあり精神障害者の除外規定がある。なぜ、精神障害者が除外されているのかは不明である。また、精神障害者の定義はなされていない。

16. その他

(1) 石油需給適正化法

石油需給適正化法（昭和四十八年十二月二十二日法律第百二十二号）は、「第一条 この法律は、我が国への石油の大幅な供給不足が生ずる場合において、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るため、石油の適正な供給を確保し、及び石油の使用を節減するための措置を講ずることにより、石油の需給を適正化することを目的とする。」としている。

その第九条（揮発油の使用の節減）で「経済産業大臣は、揮発油の使用の節減を図るため必要があると認めるときは、自動車に直接給油する事業を行う石油販売業者に対し、揮発油の給油量の制限、営業時間の短縮その他必要と認める販売方法の制限を実施すべきことを指示することができる。この場合において、身体障害者でその生計を維持するため揮発油を確保することが不可欠である者に対し、特別の配慮をしなければならない。」とし、身体障害者に対する配慮を定めてい

る。ただし、この身体障害者の定義はない。

(2) 国有財産特別措置法

国有財産特別措置法（昭和二十七年六月三十日法律第二百十九号）は、第一条（目的）で、「この法律は、旧軍関係財産等の国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産（以下「普通財産」という。）を公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄与させるため、当分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的とする。」としており、目的は「公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄与させる」ことである。その目的を達成するために、第二条（無償貸付）第2項で、「普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。」として、その対象として、第三項で、身体障害者福祉法と知的障害者福祉法の規定に基づく施設を規定している。

D. 考察

結果を一覧表に整理してみると表4-1のようになる。

1. 制度の目的の類型化

制度の目的で障害者に関連するものの類型化を試みる次のようになる。

- 障害者（児）の福祉の増進
- 障害者の自立と社会・経済・文化等への参加促進
- 障害者等の安定した生活を保障
- 障害者の職業の安定
- 国または都道府県の責任を果たすこと
- 国家補償
- 権利保障
- 障害の防止
- 被害者の保護
- 身体障害者の機会を確保
- 必要な知識技能を授けること

被害者等の保護
被害者の救済

2. 制度の目標の整理

制度の目標で障害者に関連するものを類型化を試みる次のようになる。

障害者（児）の生活自立
障害者の自立
社会経済活動への参加を促進
障害者の社会復帰の促進
障害発生予防
障害者の生活の保障
障害者等の生活意欲の助長促進
障害者等の在宅福祉の促進
障害者等の生活の安定
社会復帰の促進
労働条件の確保
援護
損害補償
公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進
建築物の質の向上
居住環境の向上及び都市機能の増進
都市環境の改善
通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進
障害者の情報保障
健康被害に係る損害を補填するための補償
被害者の福祉
被爆者の健康の保持及び増進
福祉の向上を図る
公選を確保
放射線障害を防止
国有財産の管理、処分における特例

3. 方法の整理

制度を実現する方法のなかから障害者サービスの理念に関連するものの類型化を試みると次のようになる。

支援

援助
保護
医療
資金の貸付
援助指導
年金給付
手当支給
雇用の促進
職業リハビリテーション
雇用の継続のための給付
職業に関する教育訓練
最低賃金が適用除外
扶養手当支給
保険給付
労働福祉事業
年金や一時金の支給
療養の給付
更生医療の給付
補装具の支給及び修理
国立の保養所への収容
鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い
税金の控除や減免
公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善
旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進
禁止事項除外、
盲人の杖盲導犬の携帯義務
盲人の歩行時の保護
シートベルト免除
免許証取得制限
賠償金の支給
円滑に利用できる建築物の建築の促進
市街地の整備改善
賃貸住宅の供給・管理
根幹的な都市公園の整備
住宅整備
低廉な家賃で賃貸し又は転貸
通信・放送利用円滑化

保護
独立自活に必要な知識技能を与える
独立自活に必要な指導又は援助
治療
日常生活の指導
学校教育
障害補償
医療費
著作者等の権利の一部制限
代理投票、不在者投票
障害者等に対する特別な配慮
障害見舞
受験要件を緩和
職業保護
特別な配慮
欠格条項
身体障害等を遺棄した者の罪を重くする
特別な配慮をする
施設への優先無償貸付

4. 理念的整理

以上の整理から、施策が何を実現しようとして
いるかについてまとめると次のようになる。

①障害者（児）の福祉の増進

②障害者の（生活）自立促進

障害者の社会・経済・文化等への参加促進

社会復帰促進

雇用促進

障害者の機会の確保

障害者等の生活意欲の助長促進

職業リハビリテーション

学校教育

雇用の継続のための給付

職業に関する教育訓練

知識提供

情報保障

労働条件の確保

労働福祉事業

補装具の支給及び修理

③障害者等の安定した生活を保障

障害者等の在宅福祉の促進

障害者等の生活の安定

経済的安定

資金の貸付

年金給付

手当支給

鉄道及船舶の運賃免除・割引

税金の控除や減免

公共交通機関の旅客施設の改善

公共交通機関車両の構造設備の改善

障害者の職業の安定

障害者の保護

知識の提供

情報保障

障害者等の救済

被爆者の健康の保持及び増進

損害補償

公共交通機関を利用した移動の利便性の向上

移動の安全性の向上

建築物の質の向上

居住環境の向上

都市機能の増進

都市環境の改善

円滑に利用できる建築物の建築の促進

通信・放送役務の利用に関する利便の増進

市街地の整備改善

賃貸住宅の供給・管理

根幹的な都市公園の整備

住宅整備

低廉な家賃で賃貸し又は転貸

通信・放送利用円滑化

医療・療養の給付

資金の貸付

年金給付

国立の保養所への収容

旅客施設を中心とした一定の地区における道
路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進

障害見舞

禁止除外

駐車禁止事項除外

シートベルト免除

著作者等の権利の一部制限

④社会防衛

権利制限

障害の防止

放射線障害防止

最低賃金の適用除外

免許証取得制限

欠格条項

義務付与

盲人の杖盲導犬の携帯義務

⑤権利保障

公選を確保

代理投票

不在者投票

⑥便宜提供

国有財産の管理・処分における特例

⑦平等の確保

受験要件を緩和

⑧国家賠償

賠償金の支給

E. 結論

わが国の障害者関連施策が何を実現しようとしているかについてまとめると次のようになる。

- ①障害者（児）の福祉の増進
- ②障害者の（生活）自立促進
- ③障害者等の安定した生活を保障
- ④社会防衛
- ⑤権利保障
- ⑥便宜提供
- ⑦平等の確保
- ⑧国家賠償

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
寺島彰	「身体障害認定専門医調査結果（1）視覚障害」	総合福祉	4	印刷中	2007

厚生労働科学研究費補助金・障害保健福祉総合研究事業

「身体障害者の障害認定基準の最適化に関する実証的研究」

平成16年度－18年度総合研究報告書

発行者 岩谷力（主任研究者：国立身体障害者リハビリテーションセンター）

〒359-8555 所沢市並木4-1

発行 平成19年3月31日